

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 　　ただいまから第 10 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

　　本日は、細川委員、矢内委員、佐藤委員、岡本委員から、所用のため欠席と連絡がございました。また、大西会長、中田委員から、遅れるとの連絡がございました。

　　現在、委員 21 名中 11 名の出席をいただいております。設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の半数を充足しております。

　　次に、配付資料の確認をさせていただきます。

　　一つとして、表紙が「第 10 回三番瀬再生会議 次第」となっている資料です。2 点目として、資料 No. 5「三番瀬自然環境合同調査事業実施について」。3 点目として、「三番瀬自然環境調査にご参加ください」。3 点ございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

2. 換 拶

三番瀬再生推進室長 　　それでは、議事に入る前に、本日は大槻副知事は所用がありまして欠席しておりますので、松原部長から一言ご挨拶申し上げます。

松原戦略プロジェクト担当部長 　　本日は、お忙しい中を 10 回目になります三番瀬再生会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

　　平成 18 年に入りまして初めての会議でございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

　　今、司会からも話ございましたが、大槻副知事が所用のために本日は伺えませんので、代わりまして一言ご挨拶させていただきます。

　　はじめに、市川市塩浜護岸改修事業に係る事業計画について報告させていただきます。護岸に係る事業計画については、昨年 11 月 25 日の再生会議に諮問いたしました。委員の皆様、オブザーバーの皆様のご配慮により、臨時に 12 月にも再生会議を開催していただきまして、12 月 28 日に会長から答申をいただきました。まことにありがとうございます。

　　県といたしましては、このいただきました答申や、県議会の特別委員会での議論、またパブリックコメント、これらを踏まえて、最終的にこの 1 月 13 日に事業計画、実施計画のそれぞれを確定させていただいたところでございます。現在は、工事着手に向けて契約の進捗を進めております。

　　一方、護岸以外の事業計画につきましては、昨年 9 月の第 7 回再生会議において策定の進め方について全体像をご議論いただき、また 11 月、12 月には、護岸を例にして、記述内容等に関する意見もいただいたところでございます。現在のところは、これまでの議論を踏まえながら、円卓会議案で提案いただいた事業など個別事業の整理を県庁内部で行っております。

　　本日は、地元 4 市や関係機関との調整が済みませんが、作業の途中段階の整理結果をお示しして、いろいろご意見をちょうだいしたいと考えております。県といたしまし

ては、いただいたご意見を踏まえまして、今後、事業計画の素案を作成してまいりたいと考えております。

それでは、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

三番瀬再生推進室長　これから会議に入りますが、先ほど報告いたしました、大西会長から「遅れる」との連絡をいただいております。三番瀬再生会議設置要綱第5条第4項の規定により、「会長に事故があるときは副会長が代理する」ということになっておりますので、到着までの会議の進行は吉田副会長にお願いしたいと存じます。

吉田副会長、よろしくご願ひいたします。

3. 議 事

吉田副会長　本日は大西会長から、別に事故ではないのですが、急用で少し遅れるという連絡をいただきましたので、到着までの間、議長を務めさせていただきます。

最初に、会議開催結果の確認、いわゆる議事録確認を担当していただく方を決めたいと思います。

名簿の順番で、専門家の方は一巡してしまいましたので2度目になりますが、工藤委員と、川口委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。お願いいたします。

本日の主な議題は、「次第」をご覧くださいまして、(1)が「第1回から第9回再生会議までの結果について」、(2)が「三番瀬再生計画について」ということで、前回の審議で答申について合意をいただいた市川市塩浜護岸改修事業のパブリックコメントに対する県の対応、その後、県が1月13日に確定した事業計画、実施計画について、さらに今回提示された三番瀬再生計画(事業計画)の策定に当たっての進め方(案)、その三つがこの(2)の中にございます。それから(3)報告事項について、(4)その他。大きく分けて4項目あります。

「次第」に従って議事を進めてまいります。

(1) 第1回から第9回再生会議の結果について

吉田副会長　まず、議題(1)第1回目から第9回再生会議の結果について、県から説明をお願いいたします。

三番瀬再生推進室長　「次第」の資料、11ページをご覧くださいと思います。10ページまでは8回目までの会議ですので、省略させていただきます。11ページに、平成17年12月27日・浦安市民プラザWave101、第9回会議というのがございます。

第9回会議ですが、前回の第8回会議で県から三番瀬再生会議に諮問した市川市塩浜護岸改修事業に係る事業計画書(案)に対する答申について協議が行われ、審議内容については以下のとおりでございます。

第1回から第8回の再生会議の結果を、資料に基づき確認した。

2点目として、三番瀬再生計画についてですが、吉田副会長から提案いただいた事業計画書(案)の修正案をもとに議論が進められ、「モニタリング調査」及び「順応的管理」の項目について追加を求める答申をすることで了承された。

次に、同事業に係る実施計画書（案）については、事業内容に「評価・検討 順応的管理」を追加し、再生事業の実施に伴う三番瀬の影響を評価する委員会の早期設置を求める意見を付すことになった。

市川市塩浜1丁目護岸については、老朽化が著しいことを踏まえ、漁港整備のあり方等を含めて別途検討を進めていく必要があることを確認した。

それから報告事項ですが、資料に基づき報告しました。

市川市塩浜護岸改修に係る「事業計画（案）」について、パブリックコメントを11月30日から12月20日まで実施した結果、22名の方から意見の提出があり、これらの意見に対する県の考え方については後日公表する旨、報告した。

三番瀬自然環境データベース事業については、次回、補足資料を配付することとなった。会長のまとめ・意見ですが、

- ・事業計画書（案）に対する答申は、翌日の12月28日付で行う。
- ・再生会議は、個別の検討委員会で検討された具体的な内容をできる限り尊重していく立場にあるので、個別の検討委員会での議論を十分に尽くしていただきたい

という意見がございました。

4、県からの報告事項。次回の再生会議は、本日、1月20日とするということでございます。

なお、ここで県から提案させていただきたいのですが、このように1回目から9回目まで付いていますが、資源の無駄ということも考えられますので、今後は前回と前々回の2回分程度を配付することにしまして、事務局が1回目からの会議結果を持参してまいりますので、必要に応じてそれによって確認することとさせていただきたいと思いますが、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。以上、提案でございます。

以上でございます。

吉田副会長 説明ありがとうございました。

今、県のほうから、今までの議事の資料配付の仕方について、2回分程度とするという提案がございましたが、これについて皆さんから意見を。

川口委員 前回の1回分でもよろしいんじゃないでしょうか。

工藤委員 私も全く同じです。資源の無駄遣いはなるべくよしましょう。これは自分で点綴しておけばいいことですからね。ただし、気をつけなければならないのは、各自が点綴して見直しをしてないと危険だということだと思います。

今に関連質問させていただいてよろしいでしょうか。

吉田副会長 はい、どうぞ。

工藤委員 それでは関連質問ですが、11ページの部分については、今のところ全く質問はございません。問題は、10ページ、11ページ。つまり、第8回、第9回の会議というのはかなり特化した会議でございます。再生会議の中でいろいろ議論が進んできただけではなくて、その部会とでもいうのでしょうか、市川護岸の検討会がございまして、そちら側から上がってきた問題を重点的に審議した会議でございます。したがって、実際、本日の前回というのは、その部分を除いてしまうと第7回でなければならないのですね。ですから、きょうしっかり見て、そして進むべきは、第7回の議事録ではないかと思っております。ということで、9ページをご覧いただけないでしょうか。9ページで、大西会長が最後

に会議全体をきれいにまとめてくださっています。全部で3項目ですが、このうち(1)(2)この二つは既に第8回並びに第9回において処理がなされました。大変みごとな整理ができたと思います。御同慶の至りでございます。

ところが、(3)というのが次にございまして、「羽田空港再拡張工事及び江戸川第一終末処理場整備など、三番瀬への影響が懸念される案件について適切な報告を求める」と。これが引っかかってくるのですね。つまり、第8回、第9回は特化した問題を扱っておりましたので、このことには全く触れずに進んでまいりました。今、早速それではというわけではございません。いつやるのですか、そういった準備は県としてしていただけるのでしょうか、ということを質問として出したいと思います。ただ、(3)は二つの項目に「など」がついております。この「など」は一体何なのだというのもありますので、その辺も含めてひとつ回答をいただければと存じます。

吉田副会長 今、工藤委員からご指摘があった点については、第8回的时候に資料だけついていて説明がなかったという記憶がありますが、県としていつ説明されるのか、回答していただけたらお願いします。

総合企画部参事 ただいまの工藤委員からの指摘でございますが、確かに第7回の会議においてこのようなまとめがされております。この件につきましては、そのとき用意したのもあるのですが、きょうは、先ほど吉田副会長から話がありましたように、別の案件について重点的に時間を割きたいということもありますので、次回以降に報告させていただきたいと考えております。

工藤委員 何かちょっと抽象的ですね。もう少し明瞭にできないでしょうか。例えば、次回に一部出します、足りなければまたその次のときにも出します、ということをおっしゃっていただけるとありがたい。「次回以降」だと、いつだかわからない。

吉田副会長 「次回やります」というふうにはおっしゃっていただけないのですか。

総合企画部参事 その辺についてちょっと言葉足らずでしたが、用意できるものについては次回したいと思います。「など」というところですが、これについては、きょうの議論等を通じて出てくる可能性もあるかと思しますので、それを含めて次回以降というようなことで話しました。ですから、ここに載っている項目については、少なくとも、次回、そのときの状況について説明、報告をするようなことになろうかと思います。

工藤委員 よく理解しました。

吉田副会長 ほかに、この件に関してご意見を。

木村委員 僕は、第8回的时候にまとめて意見を出して書いていただいたのですが、それが9回的时候に漏れたり、引き継ぎが9回に検討されているわけですから、前回のものはその前とそのくらい関係性があると思うので、県の提案の2回のほうがいいと思います。

吉田副会長 ほかに委員からご意見ございますか。

そうしましたら、1回でいいという意見と2回という意見がありましたけれども、いきなり縮めてしまうと前回と前々回との関連がわからないという意見もありましたので、とりあえず2回にしてみても、やっぱり1回でいいよということになれば、もう1度検討するというところでよろしゅうございますか。

(「はい、結構です」の声あり)

吉田副会長 では、県からの提案で、今後、会議の議事録は2回分ということになりますので、

それ以前のものは、それぞれ委員の方、ご自分のファイルでご覧いただきたいと思います。
第9回会議の中身については、修正が必要という意見はございますか。

(「なし」の声あり)

吉田副会長 よろしいですか。

それでは、議題(1)は終わります。

(2) 三番瀬再生計画について

- ・ 市川市塩浜護岸改修事業に係る「事業計画(案)」の
パブリックコメントに対する県の対応について
- ・ 市川市塩浜護岸改修事業に係る三番瀬再生計画の確定について

吉田副会長 それでは、議題(2)三番瀬再生計画についてに移ります。

「・」が三つ書いてありますが、1番目の「市川市塩浜護岸改修事業に係る『事業計画(案)』のパブリックコメントに対する県の対応について」と「市川市塩浜護岸改修事業に係る三番瀬再生計画の確定について」は関連しているので続けて報告していただいて、きょう新しく出てきた「三番瀬再生計画(事業計画)の策定に当たっての進め方について(案)」はちょっと時間をかけてやりたいと思いますので、先に「・」二つの部分を県から説明をお願いします。

三番瀬再生推進室 12ページ、資料 No. 2をご覧ください。「市川市塩浜護岸改修事業に係る千葉県三番瀬再生計画(事業計画)(案)」の意見募集結果について、あわせて、引き続き事業計画、実施計画を説明させていただきます。

事業計画につきましては、先ほど部長の挨拶にありましたように、13日に確定して、ホームページに掲載したところです。このパブリックコメントの結果についても、14日にホームページにアップして公表しているところですが、その結果を簡単に説明させていただきます。

パブリックコメントの実施につきましては、昨年11月30日から12月20日まで、護岸に係る事業計画と、参考として実施計画書を、あわせてホームページまたは県の出先で公開して、意見募集をしました。結果として、意見者数22名、延べの意見数として25件いただきました。

提出していただいた意見については、12月の再生会議にも報告しましたが、今回、3番目にあるような「概要と県の考え方」というふうに整理いたしました。この辺の概要については、県のほうである程度意見の集約をして、県の考え方を整理したところです。

内容一つ一つについては、ご覧いただいていると思いますし、読んでいただければと思いますが、結果として、16ページに「事業計画(案)からの主な変更点」ということで、「モニタリング調査」及び「順応的管理」の取り組みを事業計画に明記しました。パブリックコメントをいただきまして、事業計画書として変更したのがこういった点でございます。後ほど説明したいと思います。

あわせて、パブリックコメントの対象が事業計画ですけれども、いただいた意見の中でその他いろいろありましたが、県のほうとしては、「今後の検討課題として、今後進めていきます」という整理をしたものもございまして、また、順応的管理ということで、

「順応的管理をしながら事業は進めていく」と整理してもらったものがあります。

そういうことで、パブリックコメントを受けまして、またいただいた答申を受けて、市川市塩浜護岸改修事業に係る千葉県三番瀬再生計画の事業計画を、先週 13 日に確定したところでございます。あわせて、実施計画についても修正したところでございます。

パブリックコメントにつきましてはそういうことで、次に、事業計画、実施計画の修正点、33 ページに飛んでいただきたいのですが。

答申につきましては、事業計画について、パブリックコメントでもありましたように、「モニタリング調査」「順応的管理」という概念を入れるべきだということで、33 ページにありますように、県として検討して、この答申いただいたとおりの内容で変更しております。説明しますと、下の表の中の「護岸の整備」というタイトルを一つ加えたということ。これは前後の関係でわかりやすくするためですが。下のほうの二つの括弧書き、「モニタリング調査 護岸改修と並行して生物等のモニタリング調査を実施し、護岸改修に伴う自然環境への影響を評価します。」という点と、「順応的管理 モニタリング調査結果・他の事例など様々な情報を基に護岸構造を評価・再検討し、より良い工夫を施していくこととした『順応的管理』により実施します。」という項目を修正し、付け加えさせていただきました。

36 ページに飛びまして、これは答申の中の意見としていただいたものですが、その意見に従って追加したのですが、この 36 ページの実施計画書の「6 事業内容」の最下段に、事業計画で順応的管理ということを加えた関係もありまして、「評価・検討」のところで「順応的管理」という項目を付け加えるという修正をしたところでございます。

もう 1 点、45 ページになりますが、これは答申の文書としてはいただいておりませんが、会議中の意見をいただきまして、順応的管理という観点からするとこのグラフィックなものがちょっとおかしな点があるということで、真ん中部分にマル印で「順応的管理により護岸の向上を目指す」というふうに、この事業の進め方全体に「順応的管理」がかかっているのだということで、視覚的な表現の仕方を工夫したところでございます。

そういうことで、事業計画、実施計画を 1 月 13 日に確定させていただいたところでございます。

以上でございます。

吉田副会長 説明ありがとうございました。

今、資料としては配られていたと思いますが、パブリックコメントに対する県の考え方を 1 月 13 日付でまとめたということと、パブリックコメントの具体的な意見、このパブリックコメントの一部と、12 月 28 日の再生会議の意見・答申に基づいて確定した事業計画あるいは実施計画の変更点について説明をいただいたわけです。この項目について、委員の皆さんから質問とかご意見とかございますか。

竹川委員 パブリックコメントについてですが、再生会議とか、パブリックコメントとか、専門家との提携というのは、これは住民参加の大きなツールというのでしょうか、場であると思ひまして、特にこの点について質問したいのですが。

パブリックコメントが終わったという形で発表されているわけですが、これは、あと県議会にかけて論議してもらって、最終的な事業計画を決定するという段取りが書かれておりますが、県議会に対してパブリックコメントをどのように説明されるのかという点を質問

したいと思います。

このパブリックコメントの全文がありますが、22件についてざっと見ていきますと、4件は、人命とか工事方法とか、そうした詳細な問題が出ていますが、この中で保全問題を特に強調しているのが19件、「海を狭めない」というコメントが17件。そうしますと、80～87%程度がおおよそ保全ということを強調されているわけです。

これに対して県の対応は、非常に細かく分類されているわけですが、「既に円卓会議で提案されている」とか、そうした幾つかの対応の仕方ないしは「理解してほしい」という点が出ているわけですが、これで終わってしまったのでは何のためのパブリックコメントか。

策定の手順からしますと、策定した後、決定の前段で大きくパブリックコメントというプロセスが書いてあるわけですが、そうした意味で、県民の声がパブリックコメントという形で出ているわけですから、また県民の声が101haの縮小案を中止に持っていったわけですから、県議会とはまた別の問題として、また再生会議、検討会議とはまた別の問題として、パブリックコメント独自のまとめ方をして県議会のほうにそれを出していくというスタンスが必要であると思います。そういう意味で、県議会のほうにこのパブリックコメントを県としてどのように説明されるのかという点を質問したいと思います。

吉田副会長　パブリックコメントを県議会にどう説明するかというご質問でした。県のほうから何か回答はありますか。

総合企画部参事　ただいまの竹川委員の質問ですが、本日、皆様方のお手元にございます取りまとめ表につきましては、県議会議員の全議員の皆様にご直接郵送等で既に配布してございます。したがって、これについて特別な説明を求められることがあればするつもりではございます。一応県の対応として、パブコメに対してはこのような対応をしていますと全議員に対して報告しているということ、重ねて報告しておきます。

竹川委員　それはこれを見ればわかるわけですが、先ほどお話しましたように、どの辺にパブリックコメントの重点があるのか。この辺を前の円卓会議と同じようにきちんと分類して出さないと、こう細切れで、こう県の対応が抽象的では、読んだ議員の方もわからないと思います。その点、重ねて要望しておきます。

吉田副会長　それでは、要望ということで。

工藤委員　県の方が、今、パブリックコメントをまとめたものを県議会議員全員に郵送済みとおっしゃいましたが、これは全文の分も含めてのことでしょうか。12ページから32ページまでというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

吉田副会長　生のもも入ってですかという質問ですが。

総合企画部参事　今、工藤委員の質問ですが、12ページから16ページまでの対応について概要としてまとめたものでございます。お寄せいただいたパブコメの意見の全文がそれ以降にあります。こちらについてはお届けしてございません。

工藤委員　わかりました。

佐野委員　竹川委員と似たような内容になるかもしれないですが、前段の円卓会議が再生計画案をつくるにあたって、「中間取りまとめ」というのを1年が終わるころにやりました。そのときにもパブリックコメントを求めて、それに対する対応ということで、確か浦安と船橋と市川の3会場で、委員が出席して、関心ある市民が集まって、そこで「中間取りま

とめ」をどうまとめたかということの説明をしました。委員と関心を持つ市民との距離が近くて、非常にいい会だったなという印象があります。

それから、最終的に再生計画案をまとめていくときにもパブリックコメントがあって、それについては、もちろん円卓会議が再生計画案をまとめるわけですから、そのパブリックコメントについては円卓会議がそれを取り入れるか取り入れないかということをやったわけです。それは必要なことだったわけです。

今回の場合は、県が計画を立案していくという中で、パブリックコメントは県に対して出されていて、その県がこんなふうに対応しますということで、今、12ページから16ページが出ているわけですが、先ほどの説明だけで本当にいいのかなと思います。このパブリックコメントを出してくださった方というのは、本当に三番瀬のことに関心を持ち、何とか豊かな三番瀬にしたいというところで一生懸命書かれて出されているわけですね。それに対して、先ほどの説明だけで終わってしまうというのは、非常に残念な気がします。

特に、全体を見たときに私が一つ思うのは、再生会議になってから、再生会議とは言いながら、また三番瀬の再生を検討する会議でありながら、生物のことであるとか、あるいは環境についての議論が不十分ではないか。そういう指摘が僕はこの中にあると思います。どれというわけではなくて、全体の中で感じ取るわけです。私自身も、護岸はもちろん緊急で整備が必要なので私も委員になりまして意見を述べてきましたけれども、その中でも、生物であるとか、生物の多様性であるとか、生態系であるとか、環境という視点での議論は、振り返ってみると少し少なかったのではないかと感じております。そういう意味では、このパブリックコメントを、県はもちろんきちっと受けとめていただきたいのですけれども、私たち自身も、再生会議である以上、もっと生物、環境、多様性、生態系、そういったものを意識した議論が必要かなということを感じました。意見ですけれども。

吉田副会長 佐野委員のご意見は、再生会議委員全体の意見と受けとめてよろしいでしょうか。

清野委員 パブリックコメントを決定するぎりぎりになって取っているのも、せっかくお寄せいただいた意見を十分反映させてないというのは、基本的な時期の問題があると思います。これは三番瀬再生に関係する事業で第1回目ですから、もう仕方がないという部分はあったかもしれないですが、次回からは、パブリックコメントを取った後に必ず委員会を開いて、委員会としていただいた議論を消化してという、そういう委員会開催も含めて、再生会議以前に護岸検討委員会を1回開くべきだったと思うのですね。そういう対応が必要だと思えます。

それから、佐野さんがおっしゃったのと同様の感触を私も持っておりまして、再生会議自体は今まで1年間手続的な会議の構成の話をしてきたのですが、これからは実質的にもっと生き物とか海のことをきちんと議論の場に乘せていくことが大事だと思います。護岸検討委員会でさえも、ずっと構造物の話がテーマになってきていて、せっかく生物の調査をしても議論する場がなかったので、勉強会という外枠の委員会とは別のものを開いて、主に調査の解説とか、そういうのを計2回2時間にわたって行ってきました。ただ、希望とすれば、護岸検討委員会で環境のことをやるのであれば、そういう緊急のテーマが発生したときにもう1回委員会を開くとか、勉強会ではなくて委員会に格上げするとか、委員会運営全体を県としてももうちょっと真摯に取り組んでいただければなと思っています。

初めての事業ということで、事務局のほうもやり方がわからない部分があったと思いま

すが、これから先は、委員会の段取りと、テーマの、構造物だけではない、環境のこの格上げということもお願いしたいと思います。

倉阪委員　　まずパブリックコメントについて、前回、生のものが出されて、それを見ながら、個人として気がついたところは反映しながらやっていったわけですが、県の考え方を示した上で、少なくとも県の意見を見ながら再生会議で議論し答申するという手順は、最低限確保しないとイケないかなと思うわけです。このパブリックコメントについての結果も、書きぶりはパブリックコメントに従って計画案を直したように書いてありますが、結果的には前回のこの再生会議の議論に従って直した部分しか直っていないということですので、ちゃんとパブリックコメントを受けて議論をするためには、再生会議で答申案の議論をする際に、県の意見も出してもらった後で、それを含めて議論するという手順は、最低限確保していただく必要があるかと思えます。

それから中身で、14 ページで「余分な費用をかけない」というところの県のコメントは「最も安価な業者が落札する」ということですが、安ければいいというわけではありませんので。ここは必要な条件、ことに自然再生という観点で行われる事業ですので、入札の条件の中で一連の経緯がちゃんとわかっているような業者にちゃんと責任を持ってやってもらいたいと思えますので、普通の工事ではない、みんなが注目する工事なのだと、ということをちゃんと認識する業者に発注するようにお願いいたします。

本木委員　　今、各委員からご意見があったとおり、私も同じような感じがいたしました。既に事業計画として一部修正し確定した今の段階で、なぜパブリックコメントの説明があるのかなと。前回も若干こういう議論がありましたけれども、このパブリックコメントの県の対応を見ますと、個別検討委員会で本件に係る問題点については十分審議してきたのでこれとする、というようなことがあちこちに見えるわけです。そうすると、パブリックコメントを取る時期がちょっと問題なのかなという気もしないではなかったのであります。そういうことで、パブリックコメントの中にはこれから県のほうで具体的な実施計画の進捗の中で考えていけるものもあるのではあります。やはりパブリックコメントについては、この再生会議で検討できる時間をもう少し取ってほしいなという気がいたしました。

もう一つ、33 ページから 34 ページにかけて、市川市塩浜護岸改修事業ということで既に確定したものがあられるわけですが、これについて異存はないのですが、34 ページに関連事業というのがあるわけです。その中で、伝統工法等の問題とか、前面の砂の問題とか、これはいろいろ議論もありましたことですからよろしいのですが、環境学習とか研究施設の設置というのがこの計画事業　この計画事業というのは塩浜護岸改修事業でありましょうけれども　に関連の深い事業や事項というふうに位置づけるとすれば、どういう形でここで位置づけているのだろうか。つまり、環境学習とか研究施設というのは、改めて個別検討委員会を設置して考えていこうよ、検討していこうよという整理がされているので、護岸改修事業との関連の中でどういうふうに関連づけて検討されて、今後、県が検討・調整をどういうふうに進めていこうとしているのか。参考事項ですからどうでもいいようなことではあります。これを見て、その辺の説明を念のためにお聞きしておきたいなと、こんな気がいたします。

吉田副会長　　ここまでのところで、パブコメの期間がぎりぎり過ぎるということで、もう少し早めに取って、それを再生会議とか個別事業の検討会議に反映できるようにという意見が

ございました。これはぜひお願いしたいと思います。

それから、生物や環境についての議論をもっとしっかりやろうという意見。

それから、入札にあたっては、単に安いというだけではなくて、いろいろ注文がついている点をきちっとやれるということ、それをお願いしたいという点。

最後に本木委員から、34ページの環境学習の関連性について質問がありました。

県のほうで答えられる部分をお願いします。

総合企画部参事 何人かの委員からご指摘あるいはご意見等としていただいたパブコメの取り扱い方ですが、これについては、基本計画のときにこういう流れでやっていきたいと説明いたしました。それを振り返っていただければと思います。再生会議からの答申をいただいて、その答申に基づいた修正案をつくり、それをパブコメにかけて、そのパブコメと議会での議論を経て、それを県として咀嚼して成案としてまとめる、こういう手順でやっていきますということでご了解をいただいて、基本計画については進めていたわけです。

この護岸の事業計画については、同じ流れでやろうということで作業そのものは進めていたのですが、私どもが当初予定していたより若干議論のほうがかかったということがございます。前々回の再生会議において、内容的には護岸の事業計画については概ねいいけれども、事業計画書としての表記についてきちんとした答申を次回（前回になります）に出そうという流れで来たかと思えます。したがって、そういう状況を見て、答申はいただいてなかったのですが、それは答申をいただいて直したものではありません。その段階でパブコメを実施して、その状況を前回の再生会議に報告して、言うならば基本計画のときとはちょっと違った流れで対応させていただいたことになるわけです。

したがって、きょう報告したことについては、基本計画のときの流れからいたしますと、私どもとしてはこの流れでいいのかなというふうにも思ったのですが、ただいま何人かの委員の皆さんからお話がありましたように、この順番については、この場で私ども県として確定するわけにはいきませんが、例えば流れとして、先ほど佐野委員から「円卓会議のときには、中間取りまとめをし、そのパブコメをして、そのパブコメの意見についても十分議論して最終的な計画案にまとめた」という流れの話がございましたが、今後、事業計画等これから説明いたしますが、その流れについては、パブコメをまず実施して、それに対する県の考え方を整理し、諮問している内容と一緒に再生会議の中で議論していただくという流れが考えられるかと思えます。したがって、これは基本計画の流れと変わりますが、そのようなことでよろしければ、私ども県のほうとしても、流れをそのように変える、そのことによってきょう皆様方からいただいた意見の大半に答えることができるのではないかと思います。この場で私の一存で確定するわけにはまいりませんが、もしよろしければそんな方向で検討させていただきたいと思えます。

三番瀬再生推進室 資料の34ページの関連事業という点ですが、これについては、諮問するときもちょっと説明したかもしれませんが、ここに書いてありますとおり、ここに挙がっている事業は、円卓会議の三番瀬再生計画案における提案事業ということで、今回この事業計画は塩浜2丁目、3丁目を対象としておりますが、塩浜2丁目、3丁目の護岸に係ってくるであろうと考えられるものについては再生計画案に載っている提案事業をここで整理したということでございます。ここに載っているの、例えば護岸検討委員会で検討するとかいうことではなくて、2丁目、3丁目をやっていく上ではこの辺の問題の整理

も当然いずれしなければいけないという意味で載せているものでございます。

河川計画課 入札制度のご質問ですが、「公開入札などにより、余分な費用をかけないでほしい」という質問だったために、答えとしてこのような書き方になりました。実際、私、発注するときに葛南整備センターというところでやっていたのですが、この発注に関しては、現場説明においてボーリングから委託からすべての物件について、三番瀬のこういう問題があっけかなり難しい問題で、こういうことをきちんとしてほしいということ、内部で入札する前に説明して発注したということでございます。たまたま「余計な費用をかけないでほしい」という質問であったためにこんな言い方になったのだと思いますが、安いだけではないという説明をちゃんとして、この必要性等を説明して入札をしたということでございます。

木村委員 33 ページの下に「順応的管理」という言葉が書いてありますが、そこに「モニタリング調査の結果・他の事例など様々な情報を基に、護岸構造」云々と書いてあるわけですが、最終的に 45 ページの表を見ますと、「モニタリング調査をして順応的管理により向上を目指す」と書いてあるわけで、いつも「順応的管理」というのが入ってくるのですが、僕は、「パブリックコメント」も、考え方によっては 33 ページの下にあった「様々な情報を基に」に入ってくるんじゃないかと思えます。あえて言えば、ここに「パブリックコメント」という言葉を入れてもいいんじゃないかと僕は思うのです。私たち自身も、この中のこういうことが抜けているんじゃないかということをご指摘して、順応的管理をしていく。

僕は、前にも指摘しましたが、「順応的管理」というのは非常に曖昧な言葉で、「順応的管理」のどういう視点が問題なのかということが……。「モニタリング調査」については具体的に書いてあるわけですが、もちろん順応的管理、その上に立ってのことですが、書けないこともあると思いますが、具体的な視点を必ず挙げないと、「よりよい」とかそういう言葉の中に埋没してしまって、結局は何も結果が出ないということになるのかなということです。この言葉は非常に曖昧で恐ろしい言葉なんです。

そういう面では、まず一つは、33 ページの中にあえて「パブリックコメント」という言葉を入れて、私たち自身もそれを大事にしていく。そして、「順応的管理」という言葉に触れるときは、具体的な視点、こういうことが問題なのだということをご今後きちんと書いて提案する。そういうのを一応具体的な提案としてお願いしたいのですが。

吉田副会長 木村委員、資料 3 - 1 の事業計画書の文章の中身を議論するのは前回の議題として、これは確定したということで報告をいただいたわけですから、精神としてそういったことを含めてやってほしいというご意見としては承りたいと思います。

それからもう一つ、「他の事例など様々な情報を基に」という部分については、護岸検討委員会の中でも、モニタリング調査結果はすぐに半年とか 1 年で出るものではない、それだけで順応的管理とやると、何年も経たないと順応的管理に行き着かないものですから、もうちょっとほかの場所でやっている事例もどんどん含めていこうよということだったと思いましたので、私も提案の中にこの言葉を入れさせていただいたわけでございます。おっしゃる趣旨は非常にわかります。

パブコメについては、基本計画のほうでは再生会議の案が出てから初めてパブコメにかけたわけですが、事業計画についてはちょっと早くなったわけですが、實際上、私どもが

前回のときは生のものを見て、反映させるといっても、それほど時間ができなかったので、もうちょっと早めにさせていただく。事業計画と実施計画については初めてでしたが、今後、次々と出てくると思っていますので、それをやるにあたっては、パブコメは早めにやっていただいて、倉阪委員からも意見があったように、それに対する県の考え方も早めに出していただいて、そういったものを参考に議論できるようにしていただくということで、県のほうにお願いするというのでよろしいのではないかと思います。

木村委員 文章として決まっているのだったらしょうがないですが、そういうこともこの中に入れて必ず順応的管理というものを考えていくという視点だけは意見として言っておきたい。

吉田副会長 ありがとうございます。

工藤委員 パブリックコメントの問題がだんだん拡大していったって、ややこしくなっていますが、先ほど整理していただいたので大体わかってきました。

基本的には、パブリックコメントというのは、会議が終わってパブリックコメントで出して、それをまた県が整理してというところにあつたのですね。それにいま因縁はつけられないので、これからそういう基本的な流れを少し変えてみましょうとおっしゃるなら、できると思います。ぜひやっていただければと思いますけれども、今までの分についてはできないわけです。差し当たって護岸の最初の部分、第一段というのでしょうか、その分については処置ができないわけですね。遡ることはできませんから。

今出せるのは、県がパブリックコメントについてある程度の考え方、対処を示した数ページのもの、これを議員さん方にお配りになったということですが、私は思うのですが、議員さんというのは皆さん立派な先生方ばかりで、ちゃんとものお考えになる方ですから、その方々に余り事務局サイドの考え方で予見を与えるべきではないと思います。これは失礼なことではないかと思うのです。ですから、パブリックコメントで集まったものをドサッとお送りしてよろしいのではないのでしょうか。決して先生方、これが県民の意見に比例した数で来ていると思う方はいらっしゃらない。そんなことは絶対にお思いにならない。それぞれ党派がありますが、それを自分の党派に都合のいいように解釈なさるかもしれません。だけど、それはそれとして、皆さんしっかり考えられるのであって、決してただ単純な比例で物事を考えたりはなさいません。ですから、予見を与えるほうが失礼なことだと私は存じますので、できたら、これは部数が多くて紙の無駄だとおっしゃるかもしれないけれども、議員の皆さんはそんなに大勢ではありませんので、まあこのくらいならいいんじゃないかと思うので、32 ページまでのところ、大したものじゃないので、これだけストンとお渡しになったらいかがでしょうか。私はそう思います。皆さん同じようにお思いになる方が多いようでしたら、そうしていただければなと思います。

竹川委員 三番瀬特別委員会を県のほうでやっておりますね。その今までの論議等を見ますと、例えば県条例の問題等を議題に乗せたらどうだろうか。これについては、そういう保全の問題を最初からやるということはどうなんだというレベルの、「あっ」というような論議がされるわけですね。ですから、議員の先生も、立派な方もいらっしゃるし、普段からこれを勉強されている方はそう大勢いらっしゃらないと思いますので、したがって、中身を変えたりするということはいけませんが、しかし、これだけの二十数件のものをドサッと送ってもなかなか読まれない。それは一般の人と同じだと思います。したがって、

全体を細分化するのではなくて、大枠の大体の傾向というものの、そういう大きくくりしたものをまず出して、そこで生のデータを付け加えるということで、一向間違っていない。変に予見を与えるということは別ですが、事務局の仕事として今までやってきたようなパブリックコメントの扱い方でやっていただければと思います。

この間の基本計画は、委員の方のいろいろな意見については非常に丁寧に扱われて、修正意見も相当の数出されました。しかし、一般の県民からのパブリックコメント、意見は、ほとんどここで論議されなかった。そういったこともありますので、先ほど県の方の話もありましたが、素案の段階ではないと思いますが、手続のフローにありますように、こういう会議の中で計画として策定された段階、決定する前の段階でパブリックコメントを出すというルールは、県のほうで考えられた形で今後ともやっていただきたいと思います。

それから、今のパブリックコメントの問題で論議しているんじゃないかと、次の部分にも既に入って論議されているわけでしょうか。

吉田副会長 3番目の「・」のところは説明はまだです。資料で言うと、45ページのところまでです。46ページ以降は次の議題です。

竹川委員 わかりました。

その点で、もう1度県の方に、答弁というのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

吉田副会長 46ページ以降のところはきょう大事なところなので、なるべくそちらに時間を取りたいと思いますので、パブコメについていろいろ出ましたけれども、最後に一言、県のほうから、工藤委員や竹川委員の質問についてコメントはございますか。

総合企画部参事 繰り返しになりますが、パブコメを実施するタイミング、それへの県の対応案をお示しするタイミング、その辺についていま何人かの委員から意見等がありましたが、そういった意向に沿うような方向で流れそのものを変える。つまり、この再生会議の場においてパブコメについて県がどう対応するのかということも含めた議論ができるような、そういう流れに変えていければということで、前向きに検討してまいりたいと思います。

吉田副会長 ありがとうございます。

それでは、大西会長が到着されましたので、議事(2)の2番目まで終わったので、3番目から大西会長に司会をお願いいたします。

・三番瀬再生計画(事業計画)の策定に当たっての進め方について(案)

大西会長 遅参しまして申しわけありません。今年もどうぞよろしく願います。

電子手帳から普通の手帳に変えたときに書き忘れたらしくて、予定ががんじがらめになって、ようやく到着しました。申しわけありませんでした。

次に、3番目、三番瀬再生計画の事業計画については、昨年末に護岸についての事業計画をまとめたわけですが、それ以外に事業計画がこれからたくさんあるわけですね。相当あるので、これをどういう段取り、手順でやっていくのか。形式については前回の塩浜護岸のところである程度議論ができたので、事業計画一つ一つの形についてはイメージが共有できた面もあると思いますが、これもしかして事業の内容によって少し変わっていく可能性もあると思いますが、いずれにしてもたくさんの事業計画がこれから出てくる可能性がある。それをどういうふうに進めていくのか。

一つに、市川については、2回かなり時間を使って議論したと思いますが、それで行くと、20とか30出てくると想像を絶する時間がかかる。数年間かかってしまう。これではしょうがないわけですから、効率的に議論をしていく方法もみんな合意しながら進めていく必要があると思いますが、きょうは、中身の前に枠組みということなので、県のほうで三番瀬再生計画（事業計画）の策定に当たっての進め方について少し整理してくれていますので、それを説明していただいて、意見交換をしたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

三番瀬再生推進室　それでは説明いたします。

資料 No. 4、46 ページ以降がその関連でございます。

これにつきましては、護岸の事業計画書が確定したわけですが、いま会長さんからもありましたように、残りの事業計画書をいよいよ本格的につくっていかねばいけないということで、これらの策定の進め方については、昨年9月に概略の説明を1度していますが、本日はもう1度それを再確認、もしくは今までの議論を含めて修正した点もございませんので、その辺の基本的な事項をもう1度説明させていただくというのが1点。

もう一つ、時間軸の整理をするということです。今までは抽象的な事業というようなことで出していたわけですが、きょう幾つかの代表的な事業を挙げております。それで時間軸の整理をイメージしていただく。

代表的なと申しましたが、県としても、後ほど説明しますが、架空のものではなくて具体的に取り組んでいきたいものを例として整理していますので、そういった内容がどうだろうかということまで踏み込んでご意見をいただければ、事業計画策定にあたってそれらを踏まえて検討していきたいと思っております。そういう段階のものでございます。

それでは46ページから説明いたします。

46 ページは、昨年9月にお示ししたものの修正版というような位置づけでございます。一部繰り返しになるかもしれませんが、再整理のために説明させていただきます。

「1 背景」については省略いたします。

「2 事業計画の位置付け」ということで、別紙1、48 ページにつけていますが、この辺については特に変更しておりませんが、円卓再生計画案がありまして、それに基づいた基本計画、そして事業計画を県がつくっていく。それを受けて、多分毎年度になるであろう実施計画を詳細につくって実施していくという流れで、事業計画についてはここではおおよそ5年から10年ごとに改定となっておりますが、今現在考えておりますのは、46 ページに戻っていただきまして、概ね5年単位で策定していくということで、昨年9月に報告させていただいたかと思えます。

「3 第1次事業計画の策定にあたっての基本的姿勢」につきましては、第1次、平成18年～22年ということで、概ねということではそれほど厳密なものではありませんが、基本的にはこの5ヵ年という意識で取り組んでいきたいということですが、それについては幾つかの視点で取り組んでいくということです。

まず1番目に書いてあるのは、再生の具体的な取り組みを開始する第一歩であるという位置づけをするということでございます。

2番目は、再生にあたっては非常に息の長い取り組みが必要であるという中から、慎重に検討を加えながらも取り組めるものから着実に進めたいということで、第一歩を踏み出

していきたいということでございます。その下に「5年単位であっても、事業内容の変更等があれば、事業計画に追加・変更していくなど、柔軟に対応したい」ということで、これは昨年説明したとおりでございます。

3番目に書きましたのは、基本計画で定めている五つの目標に向かい、三番瀬の自然環境の保全と地域住民が親しめる海の再生を目指しますということで、当然のことですが、この辺の目標は意識しながら5カ年の計画を考えていきたいということでございます。

4番目は、再生計画案を踏まえながら、緊急性や優先度の高い事業などから取りまとめたいということ。これについては、9月の段階でもお示ししているものでございます。

5番目に、事業の成果等が県民に見えるもの、県民の利用に供されるもの、再生へのシンボル・試みとなるもの、再生へ向け県民やNPOの参加を促進するものという観点もぜひ取り上げるべきだと考えているところでございます。

それらを、「3 第1次事業計画の策定にあたっての基本的な姿勢」と整理いたしました。

47ページ、「第1次事業計画の構成等」。これにつきましては、繰り返しですが、12の施策ごとに取りまとめますということで、別紙2、49ページに構成イメージということで目次的なものを掲げておりますが、これについては変更ありません。施策1から施策12までに整理していきたいということでございます。

(2)事業計画書の記載イメージ、別紙3、50ページですが、これについては、基本的には9月の段階から変えていませんが、護岸の事業計画の議論の中で、ハード事業に関して、ここのマスでいきますと一番上の「* *整備事業」というのがどちらかというところとハード事業のイメージですが、ハード事業の例である護岸について、「モニタリング」「順応的管理」という概念を入れるべきだという意見で修正もしたわけですが、そういったものも事業計画を書くときには意識して書くという例として入れました。必ずしもこれがすべての事業について書ききれかわかりませんが、こういった項目は意識しながらと考えております。

(2)の内容はそういう内容でございます。各内容は繰り返しで出てくるかもしれませんが、5カ年で取り組む内容を記載していこうということでございます。

なお書きで少し書いてありますのは、後ほどもちょっと出てきますが、時間軸を整理していく中で長期的な事業も当然あると考えておまして、そういったものの内容について、あとは事業主体や課題等で今後検討・協議・調整するようなものについては、記載内容なり、また記載する時期もそれぞれ個別の事業によって異なってくるのかなと考えているところでございます。そこまではちょっと抽象的な議論でございますが。

次に、5に行きまして、時間軸の整理ということですが、時間軸の整理ということは昨年も説明させていただきました。資料の51ページ、別紙4を見ながら聞いていただいたほうが47ページの言葉よりもわかりやすいかと思っておりますが、51ページの上のほうの図については、今年の11月だったかと思っておりますが、9月に概略説明した中で、各委員からの「時間のスケールの整理が必要である」ということを受けまして、こんなふうな「時間軸の整理」という簡単な模式図を整理したところです。下のほうに具体の事業名が入っているというのが今回の作業でございます。

もう1度この時間軸について説明させていただきますと、円卓会議の再生計画案の中に

は約 120 の提案事業がある、また県のほうとしても独自に取り組みたい事業が幾つかあるということで、その辺について、同時期に一遍に取り組むというのは、はっきり申しまして財政面から困難でございますし、またそれぞれ課題も各事業にありますし、関係機関との調整ということで、それらの調整を図る上で時間がかかるものもございますし、そういったことから時間軸の整理がどうしても必要だということで、ここでは四つに大きく分けております。

「継続的事业」、これにつきましては、先ほど、5 年計画といいますが、第 1 次の実業計画期間は平成 18 年度からと申しましたが、三番瀬の再生にとって効果のあるような事業もしくは取り組みというのは既に行われているようなものもありますので、そういった事業については引き続き継続してやっていく。場合によってはさらに強化してやっていく事業があるというのが 1 点でございます。それをここでは「継続的事业」という言葉で整理しています。時間のイメージからしますと、これは模式図ですので、この横軸の時間でどうだというふうな細かいことは余りにしないでいただきたいのですが、事業実施期間が平成 18 年度からとすれば、それ以前から取り組んでいる事業。そして、多分 22 年度までには終わらないだろうからということで少し右のほうに伸ばしていますが、必ずしもこれが中期の前半で終わるというような意味ではなくて、ざっくりとした概念でとらえていただきたいと思います。個々の事業によって、当然、完了時期は異なってくるかと思えます。そのように「継続的事业」という事業分類が一つ。

それから、「緊急・早期着手事業」。これについては、第 1 期の事業期間の中で着手していきたいという事業の分類でございます。塩浜護岸の例が典型だと思いますが、細かいことを言いますと、17 年度からの予算がついているということですが、全体の流れからすると緊急・早期着手事業と分類していいのではないかと考えておりますが、そういった事業をここに分類する。

それから、「中期的事業」ということで、グラフの 3 番目に載っているのは、事業化そのものは 5 年間の実施期間では難しいかもしれないけれども、その準備をこの 5 年間でやっていきたいと思います。次の事業期間に向けて準備作業をやっていきたいと思います。基礎的な検討から始まり、もう少し突っ込んだ調査ということにだんだん成長するというのですか、検討が進むというようなことだろうと思いますが。そういったものを将来の事業化に向けて準備しようというのを、中期的事業という形で分類しております。中期的というのは、時間感覚が中期の時間がかかるということではなくて、事業化の間に少し時間がかかるという意味合いで取っています。

それから「長期的事業」につきましては、このグラフのとおり、事業化そのものはもう少し先になるだろうということで、事業化にあたって長期になる理由はそれぞれいろいろあるかと思いますが、この 5 年間でそれらについては、将来の事業化に向けた検討といいますが、資料収集といいますが、そういうものは忘れないで進めていこうと。何かの条件が整えば、場合によっては事業化が早まるかもしれないということで、「ステップアップ」という表現を使っておりますが、将来のステップアップに向けて準備といいますが、常に情報収集等の状況把握はしておくという整理のものです。

大きく四つに分けて、それらを整理していこうということでございます。11 月の説明のときには護岸の事業を中心に説明しましたので、このグラフも確か説明したはずですが、

余り印象に残っていないかもしれませんが、きょうはこのグラフに基づいて具体の事業名で入れてみたということでございます。

時間軸の概念とすればそういうことでございます。あくまでも模式図ですので、必ずしも継続と緊急・早期着手事業、もしくは中期的事業が明確に区分できるわけではございませんが、大ざっぱにある程度分類せざるを得ないのですが、そういうふうに分類しようということでございます。そういう作業をやっていこうということで、今回、代表的なものとして示しました。それが 51 ページ、別紙 4 の下のほうの四角枠の中のもので、ここには 22 の事業が挙がっております。

継続的事業の例ということで、52 ページの表で通し番号を付けましたのでちょっと飛んでいますが、例えば「下水道・合併処理浄化槽の完全普及、下水道の高度処理」、これについてはもう既に取り組んでいますが、今後も三番瀬再生のために取り組んでいこうということで、継続的事業の典型例だと思っておりますが、そういったものをここで整理しております。

ここに整理した事業ですが、時間軸の整理をするという意味で、**事業みたいに抽象的な事業だとわかりにくいので具体例の事業をここで挙げていますが、先ほども申しましたように、いま県が考えている再生の第一歩としての第 1 次事業計画期間の中で何らかの形で取り組もうと考えているものを、具体的な事業としてここに掲げております。

ただ、先走って申し上げますと、12 の施策に分けて整理してまとめると申しましたが、49 ページに戻っていただきたいのですが、12 の施策にわたって整理するという中で、実は施策 1 から 5 については、ぼんやりとした分類ではありますが、どちらかという三番瀬の自然環境とか再生に直接関わるような自然に直接働きかけるような事業、ハードなりソフトも含めて、そういった事業を掲げておまして、6 の「三番瀬を活かしたまちづくり」以降は、どちらかという、人と自然との関わり、もしくはそういった三番瀬再生の事業を進める上で、それを支えるような制度的なものでございまして、6 の施策以降については、代表的なものといえますか、ざっくりまとめたような形で挙がっております。ここでは、1 から 5 の施策に関わるものについては特に細かく整理して挙げております。ちょっと横道にそれで申しわけございませんが、そんな整理をしております。

そういうことで、継続的事業の例としてここに挙げられているもの、1 番の下水道から、産業系排水からの汚濁負荷の削減、青潮対策の情報提供、三番瀬の生態系調査等々、こういった事業については継続的に進め、また、できるものは強化していくという意識のものということでございます。

真ん中の四角枠に書いてある緊急・早期着手事業の例ですが、継続的事業は既にもう取り組んでしまっていますので、さらにどう強化し、もしくはどう評価するかという議論はありますが、事業そのものは進んでいるのに対して、緊急・早期着手事業については、これからどう取り組んだらいいのかということは事業計画の中でしっかりとまとめなければいけないだろうと思っております。幾つかの代表的なものとしては、行徳湿地の関係で行徳湿地の海水交換の促進、淡水供給の強化、深みの埋め戻しといったテーマが再生計画案の中でも挙げられていますが、そういった事業の検討から始まり、できれば事業化に進んでいきたいというものでございます。それから藻場の造成ということで、これはもう検討を始めておりますが、検討から試験実施という形で移っていきたい。その他、ノリの養殖

の品種改良、先ほど言いました市川市塩浜護岸の改修、これは事業計画として第1号で確定したわけですが、そういったものが緊急・早期着手事業の例と考えられるかと思えます。

中期的事業の例ということで、先ほど説明したように、次の時期には事業化したいということで準備作業をやっていくものを、ここでは二つ挙げております。一つは「淡水導入の試験、干潟化の試験、自然再生の取り組み（湿地の再生）」ということで、これは非常に大きなテーマでございまして、円卓会議の再生計画案の中でも最後の「提言」として幾つか挙げられている中でも、この三つの要素は非常に大きな部分を占めるということですが、今すぐに取り組みの内容でもないということで、できれば中期的な事業に向けて検討を始めていきたいという意味でございまして。「7.流れづくりなどの検討」は、漁場の再生の観点で検討し、それらについて事業化に取り組みでいきたいという意味でございまして。

4番目の長期的事業については、ここに掲げておりませんが、先ほど申しましたように、いろいろな課題もしくは事業費等の面から、すぐに取り組みないという事業もあります。そういったものが長期的事業になるのかなということでございまして。

そのほか、まだ整理が終わってなくてここに挙がっていない、例えば早期着手事業の中に分類されるようなものも、ここでは表示していないものもありますが、主にここに掲げたような事業は第1期事業として主だった事業として県が取り組んでいきたいと考えているところでございまして。

そういうことで、時間軸の整理、時間軸のイメージを大きく四つぐらいの分類に分けて、具体の事例で言えばこんなものを今は考えているという説明をさせていただきました。

これにつきましては、部長の冒頭の挨拶の中にもありましたように、まだまだ関係機関等で詰まったわけではございませんが、県としては今こんなことを考えているということを説明させていただきたいと思えます。

次の52ページには、今申しました22の事業を少し詳しく書き込んでおります。これは「イメージ素案」ということで、まだまだ固まっているわけではございませんが、事業の概要と、どんな順番で事業が展開していくのかということとを少し整理してみました。これにつきましては、昨年9月の段階で「時間軸の整理が必要である」という意見がありまして、51ページのような図を考えたわけですが、時間軸の整理という中で、どんな段取りでやっていくのか、ほかの事業とどんな関係があるのかということも整理したほうがいいのかという意見もありまして、そういった整理を試みた段階でございまして、まだまだこれはぼやけたものですが、例えば始まる時期が、この図表でいきますと、全部第1次事業計画の期間から始まっておりますが、ものによっては、継続的な事業は当然初めから始まるものとして、それ以外の新規事業については第1次事業期間の中期もしくは後半で始まるようなものもあるでしょうし、終わりの時期についても、ここでは中期、長期、ずっと続くような、要はまだ検討が終わっていませんのでそういう表示をしておりますが、その辺につきましても、事業計画をまとめ上げる中で、表示する内容は先ほど申しましたように第1次事業計画期間で取り組む内容を表記したいと考えておりますが、全体の流れみたいなものは、こういった表で参考的に整理することによって、事業計画書を補足する資料になるのではないかと考えております。

53ページを見ていただきたいのですが、これはわかりにくいということで資料をつけました。先ほど22の事業があるということで、53ページ、54ページには1から22まで

通し番号を振って事業名を書いておりますが、下水道、合併浄化槽云々から始まりまして、22番の「東京湾再生につながる国、関係自治体、地域住民との連携」ということで、これが主だった事業ではないかということで挙げていますが、こういう事業は、再生計画案の中の提案、120あると申しましたが、12の施策で整理すると申しましたが、複数の施策にまたがって同じ事業が出てくるということでございます。例えば1の下水道関係ですと、施策で言えば「干潟・浅海域」と「水・底質環境」の二つの施策に出てくる。事業計画書でいうと再掲ということですが、そういった形でここに挙げた事業は複数の施策にまたがる事業が多くありまして、施策に2回出てくれば2回カウントしていただきますので、120という事業の数がそもそもダブルカウントされてありまして、22の事業も、事業数は22ぐらいですが、それをあえて施策の中で細かく分類して、いわば120に対比するようなカウントの仕方をすれば、60近くの事業に関わってくる内容というふうに考えております。そういうことで、こういう作業を今やっております、この22が今後取り組むメインの事業ではないかと考えているわけでございます。

一番後ろに、これも昨年9月にお示ししましたが、こういった施策ごとにこれだけの事業がありますが、その中からこの22の事業を主な事業として取り組んでいこうということで、時間軸の整理のイメージを理解いただくとともに、いま県が考えている主な事業の内容、事業計画書をつくっていく中でのメインの事業として挙がってくるであろう事業の概要を説明させていただきました。

とりあえず説明はそこで終わらせていただきます。

大西会長 ありがとうございます。

この事業は、それぞれ、例えば護岸のように個別の検討委員会が設置されて、そこで議論されるという手順になるのでしょうか。そうでないものもありそうですか。

三番瀬再生推進室 いま考えておりますのは、個別の検討委員会で議論するものよりも、むしろ個別の委員会がなくて、とりあえず事業計画を作成して提案したいという事業がかなりあるかと思えます。

大西会長 そうすると、ここが主要な議論の場になる事業計画もかなりあるということですね。

きょうは、全体の枠組みもさることながら、22がメインの事業ということで提案されたので、きょう中身はあまり入っていませんが、次回以降、ドーンと1回で出てくるのですか。それとも幾つかずつ出てくるのですか。どういう感じになるのですか。まだ検討中なんだろうけれども、一遍に22の事業計画が束になって出てくる……。

三番瀬再生推進室 事業計画書としての諮問の形でしょうか。

大西会長 そうですね。

三番瀬再生推進室 それについてはまだ確定しておりません。どういう形で諮問するのがいいのかということは、私ども作業の関係もございまして、またこの再生会議との関係もございまして、その辺についてはまだ確定した案はございません。

大西会長 いずれにしても22と特定されれば、あるピッチで作業するということですよ、県として計画をつくるべく。

三番瀬再生推進室 県とすれば、当然課題があればまとまらないというものもありますが、とりあえずは一旦は全事業を整理したいということは考えております。

大西会長 ですから、1回かどうかは別にして、ある期間で出てくるということで、それをど

う受けとめていくかという議論をしなければいけないので、個別のそれぞれの再生事業中の事業計画の部分は諮問・答申という格好になりますので、諮問されたものについて議論した結果、必要であれば修正提案をつけて答申するということになり、実施計画についても、一定の議論の上で提案というか、勧告というのか、大体似たような感じで修正が必要ならば修正の提案をすることになるので、それぞれについて一定の審議時間をとって審議するということが必要になります。

したがって、主に議論していただきたいのは、枠組みの点、22 のメインの事業という事業名、それから 22 が出てきたときにどんなふうこれを議論していけばいいのかというあたり、三つぐらい大きな議論の分野があると思いますが、ご意見いただきたいと思えます。

川口委員 今の意見で基本的な話を伺っておきたいのですが、三番瀬再生会議の基本的なポジションとして、事業計画を進めるときに出てきたマネジメントサイクルというのがありますね。Plan（実施計画の策定）、Do（再生事業の実施）、Check（評価）、Action（対策の検討）。この中に入らない会議が、同格というか、県の特別委員会、漁場再生検討委員会、それから三番瀬にエリアとして関わりの多い市川市の行徳臨海部まちづくり懇談会というのが平成 12 年ぐらいから 5 年間、合計 18 回の会議をやっていますね。その会議にもこの委員の何名かが兼務されています。県の特別委員会も、1 回目は傍聴できませんでしたが、2 回、3 回目を聞きまして、大分この再生会議と違う雰囲気の話が出ていたりします。それから、「海と陸との連続性」とか、きょうのパブリックコメントにも出ましたけれども、それぞれの会議が再生会議と違う方向の結論が出たときに……。アクションプランではこの中で全部検討して結論が出せるのだと思いますが、その他の三つの重要な会議をしているところ、市川市はここにオブザーバーとして出ていますが、それらの会議もホームページとか議事録を読めますが、それをつぶさに読むということは時間的に不可能なところもありますので、それぞれの会議がどういう動きをしているかというのわかりません。それでいて、ここで懸命な議論をしていて、違う方向の結論が出たときにはどうするのでしょうか。県に質問ですが、この委員の中でそのことを議論しておく必要があるのではないかと感じております。

大西会長 いま挙がったのは、議会の会議と市川市の会議と漁場再生の会議があって、それぞれ自立しているということですね。いろいろ結論が変わる可能性がある。それぞれ違いますね、これは位置づけが。

川口委員 テーマによっては大きく結論が変わる場合がありますね。

大西会長 位置づけが違うので。ここは、県が抱えている漁場と同じ県の委員会。県議会は自立している。市川市は地方分権で全く別個であるわけですね。

何かそれについてお考えはありますか。

総合企画部参事 幾つかの独立した機関とこちらでの検討結果に食い違いが生じた場合どうするのかというように要約してよろしいでしょうか。

大西会長 はい。

総合企画部参事 結論から申し上げますと、最終的にアクションを起こすのは、県の事業であれば県でございますので、県としての決定をしなければいけないわけです。したがって、最終的には、仮に食い違いが生じた場合には、県としてそれを斟酌しつつ、一つのア

クションを起こすようなことになるかと思えます。

ただ、そこに至るまでの過程で、アクションを起こすのは県でございますので、例えば議会の特別委員会に対しても、県としての考え方をより理解していただきたいということと、また逆にフィードバックして県としての修正点もあろうと思えます。漁場再生検討委員会は、県の内部の検討組織というよりも、再生会議と同じような諮問機関という位置づけになっておりますので、範囲としては漁場再生という狭いものではございますが、これについても県の考え方を理解していただくような努力は当然していくようになると思えます。また、委員会としてのまとめについても、意見を斟酌して方向を変えるということもでございます。

それから、市川市で行われている行徳臨海部まちづくり懇談会につきましては、主体が違いますので、今後、例えばきょうの全体のフレームを見ていただくとわかりますが、まちづくりというようなところでそれをどういうふうに反映していくかということについては、これから地元市川市と十分協議していく。その内容についての懇談をする場というようなものかと思えますので、当然、市としてそれを反映した一つの考え方がまとまるかと思えますので、それと県との協議によってその方向性を決めていくということになります。これにつきましても同様ですが、その過程においては市の意見を十分踏まえた県としての考え方を理解していただくような、そんなことになるかと思えます。

それでもなおかつそれぞれの機関のまとめとしての食い違いが生じた場合は、冒頭申しましたように、最終的には県のアクションとして決めることですので、県が責任を持ってそのチョイスをするということになると思えます。

川口委員 今の説明のように、市川市は全く主体が違うわけですね、同じ行政であっても。ですが、この事業の内容の中に、例えば 52 ページにあるとおり、「漁業」ですとか「三番瀬を活かしたまちづくり」というテーマが出てきますね。市のほうは 18 回も 5 年も検討していますから、この三番瀬再生会議よりもおそらく先行していると思えます。そうすると、ここで決めた議論が後追いレースをやっているようなもので、意味をなさなくなるものも出るのではないのでしょうか。ですから、市が関連するもの、浦安もそうですが、船橋も、習志野はちょっと離れていますが、一番関係しているのは市川市ですから、そのやっている会議の内容を少なくとも再生会議の委員が把握していなければ、議論がとんちんかんなものになってしまうのではないのでしょうか。

議会については、議会の力というのはご承知のように相当強いですね。選ばれて出ていますので。その辺の動きもこの再生会議の委員が知っておかないと、議論がとんちんかんになったりするのではないのでしょうか。

ですから、少なくともそれらの会議の議事を要約したものを。この会議の時間を食うところは、報告することが多くて、圧倒的に議論する時間が少なくて、また報告が増えることをいつも懸念している本人が言うのも何なのですが、それらの会議の要約くらいは毎回発表していただきたいなというのが私の意見です。

大西会長 会議の進め方に関わるところなので、私からもコメントしたいと思います。

我々の会議は、専門家、県民、地元の関係者、環境保護団体の関係の方、オブザーバーとして行政等が入っていて、イコール県民代表ということではありませんが、その中で、千葉県にとって三番瀬はどうあるべきかということも考えていこうということなので、そ

の結論が市川市民あるいは市川市が長年かけて議論したことと大きくずれるということは本来あり得ないだろう。それを担保するために、余りまちの中のことを議論する時間が今まで取れていないと思いますが、円卓会議の中でも、そういうときには市川市での議論の様子とかそういうのを紹介を受けたりしたことがあるし、両方に入っておられる方の話を聞いたりしたこともあると思うので、個々については、特に陸の、護岸はちょっと別としても、中については、市の都市計画でどういうことを考えているのかということ是非常に重要な情報だと思しますので、それを十分に把握して議論するということをしていかなければいけないと思います。

漁場については、みんな承知のように、漁業者も本来ここに入っていたきたいわけですが、そうっていないので、県がブリッジになって漁業者の考えをいろいろな格好でここにも反映させていただいて、漁業者が考えていることと我々の議論が別な方向に行かないようにするということがこれからも大事だと思っています。

議会は、こうやって県民合意のこと、県民の利益というものを考えながらここで議論していけば、県民代表が議員ですから、議会での結論とそう違わないはずだと信じているわけですが、しかし大分立場が違うので、どちらがどういうタイミングで……、今ちょうど並行しているのですね。そのところは難しいと思いますが、逐次、折に触れて議会のいろいろな議論の様子も今まで紹介していただいていますので、そういう情報を聞くことによってこの委員の皆さんも参考になると思しますので、そういうことを通じて、全体がバラバラにならないような、間接、直接の意思の疎通を図っていくことにしたいと思えます。

それ以上は、なかなか個々のケースは……。だんだん、確かにおっしゃるようなテーマについては、そういうことはより重要になってきますので、そういう情報をきちんと把握することに努めていきたいと思えます。

今の点についてはよろしいですか。注意点として重要だと思えますよ。

倉阪委員 今回の整理で、気になる点が三つあります。

一つは、中期的事業の扱いです。別紙5-1を見ると、濃い4と7が中期的事業になっているわけですが、中期的事業の4というのはまさに三番瀬の再生にとっての根幹的な事業であると思うわけです。53ページを見ても、4の事業に関連するところはかなり広範にわたるわけで、根幹的な事業なわけです。この4を含む中期的事業が5~10年後に事業に着手するよう努めるカテゴリーに分類されているということで、もしかしたら第1次事業計画期間の中には具体的な記述が出てこないようなことになる可能性があるかと、何のためにやっているのかよくわからないということにはならないだろうか。事業というときに、ハードの事業だけではないわけですね、みんな書いてあるのは。したがって、4のところでもソフト面の事業はあるはずなのです。具体的な用地を確保したり、具体的なハードまでやるのは、それは時間がかかるかと思いますが、それまでに至るところでソフト面の事業というのは考えられるわけで、そういったものはちゃんと挙げていく必要がある。それは円卓会議のところでもちゃんと検討して進捗状況を確認する必要があると思えます。そういった意味では、4を中期的事業としてカテゴライズするのは特に不安です。これが第1点です。

二つ目ですが、継続的事业というところに隠れているもので、具体的な進捗を確認する

べきものがあると思います。18と19ですね。条例の話とラムサール条約の話。このあたりは、議会との関連等、ほかのところも関連があると思いますが、常にこの再生会議のほうで進捗を確認していくことをしなければいけないわけで、できればプランの中で見通しのようなもの、こういったものがあつたほうがいいのか。これはどこまで書けるか、相手のある話ですから、書くにあたってはいろいろな調整が必要かと思いますが、継続的事業という中に埋没させてしまうと、またこれも見えなくなる可能性がある。したがって、継続的の中でも、まだ何も見通しが立ってなくてどういうふうになるのかわからない継続的な事業と、調査のようにもう既に着々とやられている、放っておいてもある程度やられることがわかっている継続的な事業と、両方入っているように思ひまして、前者の継続的事業はいつになれば見通しがつくのかということ、ある程度この再生会議の中でも見ていく必要があるのかなと思います。それが2点目です。

三つ目が、事業化に向けて協議・調整が必要なものということで、地元市と関係のある話ですが、今の川口さんのご指摘にも関係しますが、地元市の進捗もここにフィードバックしながら検討していく必要がありますので、このカテゴリーにしたからといって何も出てこないということでは困るかなと思いますので、これは先ほどの議論との関連ですが、ちゃんとこの再生会議でも情報を入れながら議論ができるように配慮していただければと思います。

大西会長　　少し意見を伺いましょう。

佐野委員　　委員の手元にしかないと思いますが、「再生計画案」の105ページから113ページ、114ページあたりを委員の方はご覧いただきたいと思いますが、ここの部分は、「海と陸との連続性・護岸」というところに書かれているイメージ図がずっと並んでいるわけです。浦安地区での再生のイメージであるとか、市川の場合ですね。市川については、護岸の検討委員会のほうでいま議論をしている最中であるわけです。113ページ、114ページあたりになると、これは船橋の海浜公園前のイメージ図となります。これが「海と陸との連続性・護岸」というところに書かれているわけです。

今、「イメージ素案」の「海と陸との連続性・護岸」のところ、13番として「市川市塩浜護岸改修」だけしか載っていないわけです。つまり、船橋も浦安もやらないというか、拳がっていないんですね。もちろんこれはまちづくりとも関連しておりますので、その下の「三番瀬を活かしたまちづくり」のところを見ますと、「14 地元市と協議・調整を行い」云々と書いてありますから、こちらに含んでいращやるのかもしれないですが、やはり正直なところ、円卓会議の中では船橋が一番合意が得られた内容だったように私は記憶しております。浦安は今後検討が必要なのですね。しかし、少なくとも市川の塩浜護岸改修だけを挙げるのではなくて、船橋、浦安もきちっと挙げていただきたい。特に船橋については、先ほど言いましたように、円卓会議ではかなり合意がつけられていた部分でありますから、早期着手事業ということで位置づけていただいて、船橋海浜公園の三番瀬に配慮した形での変更を考えていったらいいのではないかと思います。それが1点です。

それから、上のほうになります。倉阪さんがおっしゃったところに関連しますが、4番に「淡水導入の試験」というのが載っております。ここは中期的事業になっているわけです。ところが、その下の5番「行徳湿地の海水交換の促進、淡水供給の強化」、ここは早期着手事業に入っているわけです。どちらも淡水の供給という問題ですね。円卓会議の

中では、終末処理場の処理水を使うという方法と、旧江戸川から何らかの形で持ってくるという、大きく二つの案が挙がっておりました。そこで、実は今、利根川流域の治水計画が見直しをされています。これは国レベルの話になりますけれども、洪水時にそれぞれの河川がどのように流量を負担していくのかということが議論になっているわけですが、実は洪水時だけではなくて、平常時維持水量というのも当然大事だと思います。その河川小委員会には、堂本さんも実は出席されています。確か委員に入っているんじゃないかと思えます。そういうことで、三番瀬の回復のために旧江戸の水の流し方を少し変えたいのだということの中で言う必要があるのではないかと。とすれば、早期着手事業の中に淡水導入というのを入れていったほうが、国との関係で整合性がつくのではないかと思いました。

以上2点です。

本木委員 今、佐野委員と同じような視点で私も考えたのですが、例えば再生計画案の161ページにこういうふうに言っているのですね。「再生を実現するための第一歩として以下の具体的施策を提案します」と。つまり、具体的施策としてここに7点挙げている。その中で、市川市塩浜関係、これは既に検討されています。この案の51ページ、これは「事業の例」というふうに出していますが、こういった再生計画案を十分視野に入れて、念頭に入れて出てきたものだと思うのですね。先ほど事務局から「表示していないものもある」という説明ではありましたが、161ページで1項から7項を具体的に提案している中に、いま佐野委員がおっしゃった船橋三番瀬公園周辺の連続性の確保とか、あるいは江戸川から小河川や水路を通じた三番瀬への淡水導入、これは第一歩の具体的施策として位置づけて出されているのですが、この「事業の例」という中にどうしてこういう部分が入っていないのだろうか。入っているとすれば、この具体的な施策として提案されたものはどこから考えていけばいいのだろうか、という気がいたします。それが一つ。

それからもう一つ、「地域全体で主体的に進める環境学習」とか、「さまざまな主体による維持管理」とか、そういうふうにはありますが、では、こういう部分について県はどういう関わりを持っていこうとしているのか、その辺について確認をしておきたいと思えます。

中田委員 52ページの「イメージ素案」からは、46ページにあるような緊急性や優先度の高い事業、あるいは取り組めるものから取り組んでいくという、その優先性というものが読み取れないのですね。だから、こういったものが入ってくるのかというのが見えるようなものが必要なのではないかと思いました。52ページに「イメージ素案」という一覧がありますね。けれども、これだけからは、同じ短期の課題の中でもどれをまず取り込んでいくのか、そういったものが見えない。

大西会長 左側の図と対応しているということじゃないですか。

中田委員 いま問題になっているのは、緊急・早期着手事業の例なども次の5年間でやるわけですが、「優先度の高い事業から取りまとめます」というのは、それは一覧になっているということですか。

大西会長 51ページの下の方真ん中に緊急・早期着手事業の例がありますね。この中の優先順位をつけると。

中田委員 そうすることが必要なのではないかと、今の議論を聞いていて思ったわけです。違

いますか。

大西会長 これは、5年以内に第1次事業計画期間に事業着手しようというものが、ここで県の提案として上がっているということですね。これの順番をつけるということですか。

中田委員 「緊急性や優先度の高い事業などからとりまとめます」「取り組めるものから着実に進めていきます」という観点でこの八つが挙がったという理解でいいですか。

46 ページ、「策定にあたっての進め方」というところで、基本的な姿勢として「取り組めるものから着実に進めていきます」「緊急性や優先度の高い事業などからとりまとめます」というふうに書かれておりますね。

大西会長 今のところが、例えば51ページの表なり52ページの色分けになっているということでもいいのですか。あるいは、その文章の意味は、緊急・早期着手事業をさらに順番をつけるということも含んでいるのか。その辺の作成意図。

三番瀬再生推進室 その点だけ簡単にお答えしますと、ここで22の事業を私どもは主要な事業として挙げたということですが、22の事業の選択そのものが緊急性とか優先性を配慮して選択したという意味でございます。

米谷委員 私もさっきから出ている意見とほぼ同様で、淡水導入を急ぐのと、海浜公園は今ちょっとアオサの腐敗臭が強くて、あと旧航路跡地が濁っているの、陸側の都市計画というのか、勘なんですけれども、高層マンションが増えてきて、風通しとか……。これは専門家にお伺いしますが、さっきもほかの会議とかいろんな情報が欲しいと言われたんですけど、臨海部再開発の陸側の都市計画の情報も欲しいというか、海浜公園が臭いなと思ってパッと目を上げたら、浦安のマンションが増えたなと何となく思ってしまったのは、船橋市民のひがみかもしれないんですけど。そういうことで、さっき海浜公園は円卓会議の中間報告でも一番可能性が高いという意見が出ていましたので、よろしくお願いします。

川口委員 今まで出た緊急性とか早期にという意見の中で、県のほうとしては漁業者に配慮した文面の書き方というのはどこかにあるのですか。潜在的にそういうものを考慮しているから発表のときにその辺のトーンが弱くなったり何かするということはあるのでしょうか。

今度、事業計画で護岸で決まったテストケース100mについても、パブリックコメントも重要な問題の一つでしょうけど、ここにオブザーバーで来ている4市の行政の意見も我々委員としては聞いてみたいと思うのですが、その辺の評価はどうなっているのでしょうか。会長さん、聞けるのでしょうか。

大西会長 22の選択についての意見ということですか。

川口委員 そうですし、ちょっと前後しちゃうんですが、パブリックコメントを出すときに、同時に4市の意見も再生会議に言ってもらおうというのがいいんじゃないでしょうか。必要があるんじゃないでしょうか。

大西会長 行政との折衝というか意見交換は、一つ一つの事業計画のときにされているんですね。

ちょっと整理しますと、今のところ、幾つか大きな意見がありますが、52ページでいくと、上からずっと22まで並んでいますが、その4番目「淡水導入、干潟の試験、自然再生」というところがいろいろな施策に絡んで重要だけれども、これが第1次事業計画期間の中で何をやるかはっきりしていないと。ここを、ハードな事業がないから「……」とするのではなくて、ハードな事業に至るプロセスをきちんと位置づけるというか、何かこ

このところを踏み込んで考えるべきではないかという関連の意見が幾つかありました。

それから護岸については、特に船橋について、この円卓会議の計画の中でも重要な、あるいは優先度が高いような書き方がされていて、かつ、わりと合意が形成されていたのではないかと。そういう観点から、それもきちんとここに入れるべきではないかという意見がありました。

あと、環境学習について入れるとか、最後に、これは漁業者の意見を聞いたほうがいいということですか。

川口委員　　そうですね。

大西会長　　では、漁業者と自治体の意見の反映ということですね。

今言った大きく四つについては、いかがでしょうか。

三番瀬再生推進室　　再生実現化の関係についてお答えいたします。

「イメージ素案」の中で、「4 淡水導入の試験、干潟化の試験、自然再生の取組（湿地の再生）」というところがございます。

倉阪委員からもご意見ありましたように、この三つの事業は、三番瀬の再生にとって非常に重要なテーマであると、まずそのように認識しております。

ただ、この重要性あるがゆえに、まだなかなか取り組んでいない事例も中にはあるということで、いきなり取り組むことは難しいかもしれないということで、当面は実現化の検討をまず行いたい。これはいま県のほうでも予算の要求をしているところですが、まず、後背地の再生であれば、円卓会議案にもあるように、市川とか浦安とかいろいろなところでご提案いただいています。そういった中で、まずどこが最初にやりやすい場所なのか、あるいは、やる場合、どれぐらいの広さにしたらいいのだろうか、どういった構造にしたらいいのだろうか、あるいはそれをつくることで自然環境とか、漁業もあるかもしれないですが、どういった影響があるかなど、こういったいろいろ基本的事項を検討しないといけないと考えております。そして、そういった基本的事項の検討を終えた後、その中で必要な調査をやっていく。まさに倉阪委員が言われるように、ソフト的な部分もその事業として考えることができるかと思えます。そういった検討を経た上で、淡水導入の試験とか、干潟化の試験とか、取り組まれるものになるのだと思えます。

したがって、県としてもできるだけこういった検討を早く終えて、試験だけでも早くやってみたいという思いは持っております。と同時に、試験そのものが、例えば干潟化の試験であれば、生物が安定するまで複数年かかる、場合によっては4、5年かかったりするような例もあります。そうしますと、単にここをいたずらに長い期間置いているわけではなくて、これぐらいの期間を置いて慎重に検討しないといけない取り組みなのではないかと、まずこのように考えているところでございます。

もう一つ委員から、円卓会議の161ページにあります「1 三番瀬の自然再生のための具体的施策」の関係で、意見、質問がございました。例えばこの中で、1番の「行徳湿地の大水深部の浅水化、湿地への淡水導入」等々、ここらは先ほどの「イメージ素案」の5番の事業に該当いたします。そして、2番の「猫実川の後背湿地・干潟化」、3番の「陸側区域の湿地化」、あるいは4番の「塩浜2丁目の護岸前面における干出域の形成」、5番であれば浦安市の関係、6番であれば船橋市の関係、そして7番においては淡水導入のことという具合に、実は私どもは、今後その事業計画を検討する上において、161ページの

いただいた提言は相当頭の中でイメージしております。ただ、(1)行徳湿地のほうは多少早く取り組めるかもしれませんが、(2)から(7)にかけては、残念ながらいきなり取り組むことはできない事業です。もちろん佐野委員のご意見のようなものを私どもはよく調べて検討したいと思っておりますが、少なくとも何らかの基本的事項の検討は必要ではないかと考えております。そういった意味もあって、「事業計画策定にあたっての進め方」の中でも「一步一步進めていく」という表現をとらせていただいたものでございます。

再生実現化検討に関してのお答えは、とりあえず今はそういった県の考え方でございます。

大西会長　今の点は、これから具体的な提案が出てくるので、そこでやったほうが生産的とは思いますが、今の言い方で気になるのは、ここで挙がっている事業をやるかやらないかわからないよ、一応調べてみるけど、というニュアンスで取られたら、円卓会議の答申とは非常にかけ離れたお考えだと思います。だから、もし今おっしゃったことがそういう意図が含まれているとすると、私としては非常に心外というか、受け入れられない意見だと思いますね。

次の説明をしてください。

三番瀬再生推進室　船橋海浜公園絡みの話が2点目にあっただけだと思いますが、自然再生という観点でこの部分をどう考えるかというのが一つあるということで、先ほど説明したように、3ヵ所で提案されている中で、どこをどう取り組んだらいいのかということは、これから基礎検討からやっていきたいという観点が一つあります。もう一つは、どこの箇所も同じですが、地元市との協議・調整が非常に重要になってくるということで、それがイコールまちづくりと非常に深いかわりになってきますので、その辺との調整・協議を十分やりながら、どう取り組めるのかということは検討していきたいと思っております。今ここで早期事業であるのか、中期なのか、長期なのかというのは、ちょっとまだ答えられない状況です。

大西会長　環境学習と、漁業、あるいは地元市の意見の反映の仕方。地元市の意見の反映の仕方については、護岸における地元市との協議をどうやったかというのはかいつまんで整理していただくとわかりやすいと思いますが。

環境政策課　環境学習の関係ですが、地域全体で進める環境学習ということで、それでは県がどういう関わりをするのかという質問だったと思いますが、環境学習については、検討委員会の組織を設けて、施設の整備、場の提供、あるいは人材育成・確保を目指しております。こういうものを通じて、地域の特性を活かしながら、より地域全体で主体的に進められる環境学習・教育が行える体制をつくり上げていくことを考えております。

総合企画部参事　地元4市であるとか、漁業者を含めた関係者、あるいは関係機関等の意見の反映ということですが、本日の中身そのものについては、冒頭、部長のほうから挨拶の中でも触れましたが、いわゆる協議を経て結果としてこうなったというものではございませんで、言うならば県の内部での作業としてこういう形にまとめたものでございます。ただ、意見を反映させないということではなく、今回は、当面1期事業としてこういうテーマについて精力的に取り組んでいきたいと、そのこと自体について議論いただきたいということで、特別に地元市等々の協議は経ていないということでございます。

大西会長　個別の事業について地元に関係があるところについてどういうふうに……。

総合企画部参事　今後につきましては、これも説明の繰り返しになりますが、資料で申しますと 50 ページが事業計画書としての記載イメージでございまして、先行的に市川塩浜護岸の事業計画はもう既にご覧いただいておりますので、それを思い浮かべていただければよろしいかと思いますが。今後、私ども、県の内部で個々の事業について、それぞれ、こういった四角の中といいますか、こんな内容のものを記述して取りまとめていく作業を既にやっているわけですが、この形を、素案といいますか、そういう形で取りまとめて、それを地元市なり、漁業者なり、むろん国と関係があるのもございまして、その他関係機関等との協議をし、それをまとめたものを具体的な県の案として諮問する、そんな段取りになるかと思えます。

したがって、先ほどいろいろと意見が出されておりましたが、具体的な事業計画書ですか、この中でかなり疑問等が解消される部分が出てくるのですが、きょうはそれがまだ用意できていないものですから、個々の事業を具体的にどの辺までやるのかというところがわからないということで、ちょっとわかりにくいものになって、それは申しわけございませんが、今そういう段階にあるのだということをご理解いただきたいと思います。

佐野委員　先ほど事務局がおっしゃったことですが、例えば再生計画案の 113 ページに船橋海浜公園の図があるのですが、西側は市川市です。実は船橋市部分と市川市部分がありまして、特に船橋部分についてはかなり合意が形成されておりました。西側の市川のエリアに入っている部分は、現在、いつの間にか野球場ができちゃっているというようなことで、その脇が海浜植物としては三番瀬の中では一番いい場所なのですが、その野球場が少しずつ区域を広げているんですよ、土を入れながら。このまま放っておくと、せっかく今ある海浜植物もどうなっちゃうのかなと、心配なところがあるわけです。ですから、こういうところは早期着手事業の中にぜひ含めていただいたほうがいいと思うわけです。そういう意味で、ぜひ県として前向きな姿勢を示していただきたいと思いますと思うわけです。ぜひ検討をお願いします。

歌代委員　今の議論は、どこから先にやろうかということを検討している……。

大西会長　どこから先というのがグループになっているのですね。だから、一つ一つの優先を決めているわけではなくて、既にやり始めて継続している、これから 5 年以内に始める、それからその後と。

歌代委員　そうしますと、13 番「市川市塩浜護岸改修」、これは緊急性があって優先順位が高いわけですね。既に護岸配置計画という図が示されているわけですね。これに基づいて、心配されている方もいます。発言の中で、この石積みがずっと 900m 行っちゃうんじゃないかというような考え方をされている方もいらっしゃる。ですから、今後、私の提案としては、前から倉阪委員もおっしゃっていましたが、この護岸をバリエーションをつけて、どういう護岸をつくるのだと、絵をこれから検討していかなきゃいけないのではないかと思います。既に 900m の護岸をやるということは決まっていますから、実際的に絵をつけていったらいかかだと思います。これは、私はこの地域の者ですから、早く進めていきたいと切に希望しておるものでございまして、お願いしたいと思います。

大西会長　2 丁目はきっかけが与えられたので、今おっしゃるように、最初にやったものの効果なり様子を見ながら次のを具体的に決めていくということになると思います。

川口委員　52 ページで参考にしていただきたいと思いますのですが、「主な事業の取組」の中で、「漁

業」とありますね。ここには漁業者が誰もいなくて、漁業をやっている人もおそらく誰もいないと思う。そうすると、この事業については漁場再生検討委員会のほうの意見がそのままここで使われるということになるのですか。

大西会長　ここにも大野さんがいらっしゃる。

川口委員　大野さんは漁業といっても遠洋ですから、魚を獲ってあっちこっちうろうろしている人ですからあれですけども、三番瀬とは余り関係ないんですけど。

先ほど、ほかの委員から淡水化の話も出ていました。そういうことは、ここで議論していても、漁場再生委員会のほうでいとも簡単にひっくり返っちゃうんじゃないですか。ですから、それぞれこの再生会議とは違うところで独立した三つの会の報告というか、それが今後の事業を進める上では大きな要素になると思いますので。

例えば漁業について質問します。これ1点について、県のほうでお答え願いたいと思います。

大西会長　答えにくいと思うけど、どうですか。

水産課　漁場再生委員会では、基本的に再生計画案を基にして、それを漁業者と議論しながら協議を進めているものです。52 ページの部分ですが、これは基本的にそれをベースにしたものでありますので、漁業者のサイドからすれば基本的には異論はないと。これは今後皆様の議論に委ねる段階かと考えております。

大西会長　直接は漁業者の方に入っていただけではないのですが、漁場再生の委員会があったり、そこに入っておられる再生会議のメンバーもいて、その方が選出される過程では、漁業者は非常に信頼しているということを踏まえて選んだりしているので、そういう意味では意思の疎通が全くないというわけではないですね。不十分だというのはみんな承知していませんけれども。

総合企画部参事　今の点を補足いたしますが、漁場再生検討委員会で検討している内容との関連についてはいま説明したとおりでございますが、それ以外の部分についても、漁業関係者は本席に出席していただける状態にまだなっておりませんので、これは基本計画のときもそうだったのですが、個別に私どもは説明をいたしまして、それでいかがでしょうかということ意見聞いてまとめているという過程がございます。したがって、この事業計画についても、これから先ほど申しましたような事業計画書にまとめるにあたっては同じような過程を踏んで、それで計画書としてまとめていきたいと考えております。

倉阪委員　円卓会議の後継組織として、三番瀬再生計画案（円卓会議案）はその後どうなっているのかという確認をしたい。ですからお願いとして、再生計画案の161ページの「具体的施策」の1と2、162ページの「制度及びラムサール条約への登録促進」について、2年間　もう2年経っているわけですね　の県の中での進展あるいは検討状況についてまとめて、それぞれ項目ごとに教えていただきたいとお願いしたいと思います。

吉田副会長　先ほど倉阪委員からも4の部分が中期的事業ではまずいのではないかという話がありましたが、まさにそのことと重複するのですが、実は自然再生の中でいろいろなレベルのものがあって、自然再生のエンジンになるような、そういう部分がまさに4番みたいなところだと思うのですね。今はとりあえず、車で例えれば、いま雨漏りがしている状態なので、そのボディを直すとか、そういうところをやっているけれども、エンジンをつくることをやらないと、それは雨が漏らないだけであって、走り出す車には絶対ならないわ

けです。そこが 120 事業とか 22 事業だとか余りにも細分化してしまったので、その関連性がちょっとわからなくなってしまう。もう 1 回この円卓会議の報告書の再生計画案の 47 ページの「三番瀬の変化とその因果関係」の図とか「三番瀬の再生の方向性」という因果関係をきちっと書いてある図を思い出していただいて、どういうふうにしたらその再生のエンジンが回っていくのかと。そこが抜けていると、いつまで経ってもボディシカできないという状態になってしまうので、それをもう 1 回これと照らし合わせてきちっと検討しないといけないのではないかと思います。もちろん関係市や関係行政との調整が必要ということはわかっていますが、それは絶対にやっていかないといけない部分だと思います。特に、53、54 ページの 22 事業を 55、56 ページのものと比較すると、関係市との調整が必要なもの、あるいは江戸川放水路の対策とか江戸川からの水の供給とか、そういう国交省との調整が必要なもの、そういったものが何か抜け落ちているような感じがするのです。ですから、そういうもの、エンジンになる部分はどうしても入れておかなければいけないので、抜けているものはもう 1 回検討する必要があると思いました。

竹川委員 3 日ほど前にこれをもらいましたので、十分に検討できなかった点があるので、次回も時間をちょうだいして論議していただければと思います。

一つは、きょうは全体のフレームを論議していると思いますが、ここに挙げられた事業は、できるだけ目につくもの、できるだけ予算が取れるものという形で、緊急性その他ということも挙がっています。しかし、自然の再生というのは目に見えるものだけでできるわけではなくて、それには相当、保全の努力、そのためのいろいろな手当てが事業として行動として必要ではないかと思います。その点で、一つは、事業はどれだけ進展しているのかという指標をきちんとしておかないとバラバラになってしまって、今の状況ですと、手のつけられるものから進んでいくために全体の理念の追求という点はここに書いてありますが、それが結果的には霧散してしまうのではないかと。そういう意味合いで、再生の指標設定ですね。そのために、前にも論議しているのですが、再生会議としての主体性というのでしょうか、そのための機能を強化するという意味で、環境評価委員会というのをこの中できちんと位置づけていただいて、そこで再生の達成の度合いとか、再生会議をフォローアップするものをぜひとも具体化の中に入れていただきたいと思います。

それから 14 番のまちづくり、そういう中でいろいろな問題が未着手になっております。「護岸検討委員会だけではだめなので、再生会議でも」とさっき会長の確認もされたわけですが、まちづくりの問題については相当のエネルギー、ないしは、環境評価委員会は 10 人の専門家で構成されるという案が決まっていたのですが、そういうことで、円卓会議の後継組織としての再生会議の主体性というものをきちんと認識していただきたいと思います。先ほど調査問題でも、県のほうで調査するからいいんじゃないかという話がありましたが、確かに知事の専決事項ですが、再生会議をベースにしてやっていきませんと予算すら取れないのではないかと思います。ここでも国の行政の方、専門家が全部いらっやいますので、これを中心として回すように事業計画の中でご検討願いたいと思います。

大西会長 それでは会場の方から意見を受けたいと思います。委員の中から出ていない意見がありましたら、重複するのはなるべく避けていただいて。

発言者 A A と申します。

川口さんも質問なさっていたのですが、県の三番瀬問題特別委員会の傍聴に 3 回行った

のですが、あそこの兼ね合い、そこでどういう話がなされているのかというのは、この場所で報告があつてしかるべきではないでしょうか。そういう流れを踏まえた上でこの委員の皆さんに協議していただかないと、とんでもない形になってくると、そんな心配を持っていますので、ぜひ、ここの座長である大西先生、その辺皆さんの意見をまとめていただけたらと思います。

大西会長　　ありがとうございました。

きょうは枠組みの議論なので、この枠組みの下で具体的な事業計画がそれぞれ個別に出てきて、それを議論していくということになりますが、しかし枠組みについていろいろ指摘がありまして、集約すると、全体が見えにくい。特に161ページが何回も引用されましたが、円卓会議の報告書の中で、具体的な施策ということで、「三番瀬の自然再生」と「人と自然の共生を実現する」という大きく二つの柱で整理してあるのですね。ここに直接関連するような事業が第1次事業計画の中に位置づけられていたり、あるいはそこには位置づけられていない、出てこなかったりするというので、どういう考えでそれが取捨選択されているのかというのがはっきりしないという、全体としてそれにつながるようなご指摘だったと思います。そこで、22を選ぶだけじゃなくて、落としたものについても整理しながら、この円卓会議で示されたような流れとこれからやろうとしている事業が全体としてどういう関係があるのだということをしるすのほうで整理していただいて、その枠組みについてはそういう整理の下でもう1度次回に出していただきたいと。ただ、枠組みの議論だけやっていると先に進めないのので、5年間でやるという事業については、これはやるべきではないという意見はなかったのので、そういう意見については具体的な事業計画が次回出るのであれば出していただいてもいいと思いますが、枠組みの議論も積み残されているということで再整理していただきたいと思います。

きょうは時間もないので、そういうまとめにします。

それから、あと何人かの方から、漁業者、自治体、県議会といった、傍聴はされているかもしれませんが直接出席されていない方々で構成されている会議があつて、そこも三番瀬の行方に重要な関わりがあるということですので、そういう動きについても県のほうで把握されていると思いますので、的確に情報提供していただくことをお願いしたいと思います。

きょうの議論は次回にそのまま継続されることとなりますので、以上のようなまとめにさせていただきます。

(3) 報告事項について

三番瀬再生推進室　　報告事項が1件あります。

大西会長　　では、お願いします。

環境政策課　　資料5というプリントをご覧ください。「三番瀬自然環境合同調査実施事業について」です。これは、前回、前々回と同様の資料を出してございます。

「1 目的」と「2 調査に当たっての方針」については、同様ですので、説明は省略いたします。

3の(2)第2回調査の予定が、そこにございますように決まっております。詳しくは

カラーのプリントに書いてありますので、ご覧いただけるかと思えます。

「4 関連事業」ということで、今後この合同調査に向けてモニタリングマニュアルを作成する予定です。これは「モニタリング方法、指標作りの検討事業」として挙げているものです。この作成にあたりましては、その内容に応じて個別に専門の委員の方々に意見を伺いたいと考えておりますので、その際にはよろしくお願ひいたします。

前回説明したデータベースの件ですが、近くホームページを開設する予定でございます。その中で、主要種の80種ほどの解説、データベースのいろいろな機能を紹介するつもりです。できるだけ早く開設しますので、そちらのほうでご紹介したいと考えております。

以上です。

大西会長 ありがとうございます。

データベースについて、前回もありましたように、利用の仕方等についてチェックポイントもあるようですが、できるだけ多くの方が参照できるような格好でデータベースを公開していただくということになると思えます。今の説明について、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

(4) その他

大西会長 それでは、事務局のほうで残ったものがありましたらお願いいたします。

総合企画部参事 日程以外で、最初のころに前回までの再生会議のまとめのことについて議論していただいたときに、確か工藤委員からだったと思えますが、まとめの中に羽田空港再拡張工事と江戸川第一終末処理場の整備についての報告をということで、私もそのときに「次回に」とお話ししましたが、その話の中でちょっと触れたのですが、既に資料を送付してございまして、その資料をご覧いただきまして、具体的にその内容について質問等ございましたら、メールやファックス等であらかじめお寄せいただければと思えます。その上で、私、先ほどお約束したようなこと、触れる必要があるものをまとめてやったほうが効率がいいかと思えますので、そのようにさせていただければお願いしたいと思います。

それからもう一つ、大事な点ですが、今後の再生会議の開催日程の調整表ですが、返事をまだいただいている方のほうが多いものですから、いただいた中だけではまだ決定できないということがございますので、3月については28日(火曜日)と29日(水曜日)で、既にいただいている回答を見ますと、数の上では28日のほうが若干上回っているのですが、いずれにしてもまだ半数にも満たない回答しかいただいておりますので。

大西会長 まだ回答がない方で、ここにいる人もいますか。

総合企画部参事 いらっしゃいます。

大西会長 では、3月28日と29日で、手を挙げていただきたいと思えます。

大体二月に1回、奇数月を原則にやる。緊急な場合というか、やむを得ない場合というか、間に入れることもあるということできたいと思えます。

次回は3月の終わり、28日と29日が候補ですが、28日が都合が悪い方。(都合の悪い委員 挙手)

29日、都合の悪い方。(都合の悪い委員 挙手)

28日のほうが少しいいということですが、それではどうですか。

総合企画部参事 回答いただいた数も、28日のほうが「 」の数が多いですから、そのほうがよろしいかと思えます。

大西会長 それでは、3月は28日に開催させていただきます。これは先に延ばすとますます「x」の方が増えそうなので、6時から8時半ということで。

総合企画部参事 5月以降につきましては、この場でしていただいてもいいのですが、欠席の方もいらっしゃると思いますので、いま照会している回答の取りまとめを待って確定したほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

大西会長 では、私のほうでそれを把握した上で。

本木委員 私は、3月までは出しましたけれども、5月以降は現段階では日程が確約はできない。だから、先に決めれば5月の分を先に入れておきたいという気持ちで出しました。

大西会長 近々決めるということになります。ある程度集まった段階で、出席の多そうなところで決める。先に延ばすとだんだん「x」の人が増えてくるので。ですから、次回の3月までの間に11月まで決まるとお考えください。3月にもう1度全体11月までお示しして、どうしても具合が悪いということがあればそこで調整する。基本的には調整なしと言っても、ありになるかもしれないので余り強く言えないけれども、そういうやり方で。ですから、2週間ぐらいの間に決めさせていただきます。

4. 閉 会

大西会長 では、長くなって大変申しわけありませんでした。以上できょうは終わりにします。どうもご苦労さまでした。

以上